

様式第 12 号の 2 (第 28 条の 2 関係)

失業者退職手当高年齢受給資格証

交付年月日 年 月 日

受給資格証番号	
---------	--

高年齢受給資格者	氏名		男・女	年齢	満 歳
	住所又は居所				
所 轄 官 署	所 在 地	青森市堤町二丁目 1 番 1 号			
	名 称	青森県市町村職員退職手当組合 印			
退 職 事 由					
求 職 年 月 日	年 月 日	受 給 期 限 日	年 月 日		
待 期 満 了 年 月 日	年 月 日	基 本 手 当 (日 額)	円		
失 業 の 認 定 日	年 月 日				
管轄公共職業安定所	所 在 地				
	名 称	印			
処 理 状 況					
月 ・ 日	支 給 日 数	支 給 金 額	摘 要	取 扱 者 印	
・					
・					
・					
・					
・					

様式第 12 号の 2 (裏面)

注 意 事 項

- 1 この証は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから表面に書かれている受給期限日までは大切に保管すること。もし、この証をなくしたり又は損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けること。
- 2 高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けようとするときは、この証を関係書類に添えて管轄公共職業安定所に提出すること。
- 3 偽りその他不正の行為によって高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けたり、又は受けようとしたときは、以後、高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられ、又は処罰される場合がある。
- 4 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、失業の認定日に届書を提出すること。